

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 防火管理者等（第一条 第四條の六）</p> <p>第二章 消防用設備等</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 設置及び維持の技術上の基準</p> <p>第一款（略）</p> <p>第五款 消防用設備等の検査、点検等（第三十一条の三 第三十一条の七）</p> <p>第六款 雑則（第三十一条の八 第三十三条）</p> <p>第二章の二（第七章（略））</p> <p>附則</p> <p>（防災表示等）</p> <p>第四條の四 法第八條の三第二項の規定により防災物品に付する防火性能を有するものである旨の表示（以下この条及び次条において「防災表示」という。）は、次の各号に定めるところにより付することができる。</p> <p>一 防災表示を付する者は、消防庁長官の登録を受けた者であること。</p> <p>二・三（略）</p> <p>2 前項第一号の登録を受けようとする者は、別記様式第一号の二の二の二の申請書に第四項の基準に適合するものである旨を証する書類を添付して、消防庁長官に申請しなければならない。</p> <p>3 消防庁長官は、第一項第一号の登録をしようとする</p>	<p>目次</p> <p>第一章 防火管理者等（第一条 第四條の四）</p> <p>第二章 消防用設備等</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 設置及び維持の技術上の基準</p> <p>第一款（略）</p> <p>第五款 消防用設備等の検査、点検等（第三十一条の三・第三十一条の四）</p> <p>第六款 雑則（第三十一条の五 第三十三条）</p> <p>第二章の二（第七章（略））</p> <p>附則</p> <p>（防災表示等）</p> <p>第四條の四 法第八條の三第二項の規定により防災物品に付する防火性能を有するものである旨の表示（以下この条において「防災表示」という。）は、次の各号に定めるところにより付することができる。</p> <p>一 防災表示を付する者は、消防庁長官の認定を受けた者であること。</p> <p>二・三（略）</p> <p>2 前項第一号の認定を受けようとする者は、別記様式第一号の二の二の二の申請書により消防庁長官に申請しなければならない。</p>

きは、当該登録を受けようとする者の所在地を管轄する消防長にその旨を通知するものとする。この場合において、当該消防長は、当該登録について意見を述べることができる。

4 第一項第一号の登録の基準は、消防庁長官が定める。

5 第一項第一号の登録を受けた者（次項及び次条第一項において「登録表示者」という。）は、第二項の申請書又は添付書類（次条第二項の申込みをしたことを証する書類を含む。）に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を消防庁長官に届け出なければならぬ。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

6 消防庁長官は、登録表示者が次の各号の一に該当すると認めるときは、当該登録を取り消すことができる。

- 一 第四項の登録の基準に適合しなくなつたとき。
- 二 不正な手段により登録を受けたとき。
- 三 （略）

7 消防庁長官は、第一項第一号の登録又は前項の規定による登録の取消しをしたときは、その旨を公示する。

8 法第八条の三第三項の指定表示は、防火性能を有する旨の表示で、同条第一項に規定する防火性能の基準と同等以上の防火性能を有する防火対象物又はその材料に付される表示として消防庁長官が指定したものとする。

9 法第八条の三第一項の防火対象物の関係者は、同条第五項に規定する防火性能を与えるための処理又は防火対象物の作製を行なわせたときは、防火物品ごとに、見やすい箇所に、次の各号に掲げる事項を明らかにし、又は当該防火性能を与えるための処理をし、若しくは防火

3 第一項第一号の認定の基準は、消防庁長官が定める。

4 第一項第一号の認定を受けた者は、第二項の申請書に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を消防庁長官に届け出なければならぬ。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

5 消防庁長官は、第一項第一号の認定を受けた者が次の各号の一に該当すると認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

- 一 第三項の認定の基準に適合しなくなつたとき。
- 二 不正な手段により認定を受けたとき。
- 三 （略）

6 法第八条の三第三項の指定表示は、防火性能を有する旨の表示で、同条第一項に規定する防火性能の基準と同等以上の防火性能を有する防火対象物又はその材料に付される表示として消防庁長官が指定したものとする。

7 法第八条の三第一項の防火対象物の関係者は、同条第五項に規定する防火性能を与えるための処理又は防火対象物の作製を行なわせたときは、防火物品ごとに、見やすい箇所に、次の各号に掲げる事項を明らかにし、又は当該防火性能を与えるための処理をし、若しくは防火

対象物品を作製した者をして防災表示を付させるように  
しななければならない。  
一〇三 (略)

(防災性能の確認)

第四条の五 登録表示者は、防災対象物品又はその材料が  
防災性能を有することについて、消防庁長官の指定を受  
けた法人(以下この条及び次条において「指定確認機関  
」という。)による確認を受けた場合は、当該確認に係  
る防災物品に付する防災表示に当該指定確認機関の名称  
を記載するものとし、指定確認機関の確認を受けていな  
い場合は、防災物品に付する防災表示に自らの名称及び  
防災性能を有することについて自ら確認した旨を記載す  
るものとする。ただし、防災性能を有することについて  
指定確認機関による確認を受けた登録表示者が、当該確  
認に係る防災物品に付する防災表示に、当該指定確認機  
関の名称に代えて、自らの名称及び防災性能を有するこ  
とについて自ら確認した旨を記載することを妨げない。

2 前条第一項第一号の登録を受けようとする者は、防災  
物品に防災表示を付そうとするときに指定確認機関の確  
認を受けることとしている場合には、同条第二項の添付  
書類のうち消防庁長官が定めるものに代えて、前項の確  
認を受ける旨の申込みを指定確認機関にしたことを証す  
る書類を提出することができる。

(指定確認機関)

第四条の六 前条第一項の指定(以下この条において「指  
定」という。)は、防災対象物品又はその材料が防災性  
能を有していることについての確認を行おうとする法人

対象物品を作製した者をして防災表示を附させるように  
しななければならない。  
一〇三 (略)

- の申請により行う。
- 2 指定を受けようとする法人は、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添付して、消防庁長官に提出しなければならない。
- 一 定款又は寄附行為
  - 二 役員の氏名
  - 三 前項の確認の業務に係る手数料その他消防庁長官が定める事項
- 3 指定の基準は、消防庁長官が定める。
- 4 指定確認機関は、第二項第一号又は第二号に掲げる事項に変更があつたときは遅滞なく、同項第三号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨を消防庁長官に届け出なければならない。
- 5 指定確認機関は、消防庁長官が定めるところにより、確認の業務に関する事項で消防庁長官が定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。
- 6 消防庁長官は、指定確認機関の確認の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定確認機関に対し、確認の業務に関し必要な報告を求めることができる。
- 7 指定確認機関は、確認の業務を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した書面をもつて、その旨を消防庁長官に届け出なければならない。
- 一 休止又は廃止を必要とする理由
  - 二 休止又は廃止の時期
  - 三 休止にあつては、その期間
- 8 消防庁長官は、指定確認機関の確認の業務が適正に行

われていないと認めるときは、指定確認機関に対し、期間を定めて確認の業務の停止を命じ、又は指定を取り消すことができる。

9 消防庁長官は、指定をしたとき、第七項の届出があつたとき、又は前項の規定による確認の業務の停止若しくは指定の取消しをしたときは、その旨を公示する。

## 第二章 消防用設備等

### 第二節 設置及び維持の技術上の基準

#### 第五款 消防用設備等の検査、点検等

#### (消防用設備等の届出及び検査)

第三十一条の三 (略)

2 消防長又は消防署長は、前項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、当該防火対象物に設置された消防用設備等が法第十七条第一項の政令若しくはこれに基づく命令又は同条第二項の規定に基づく条例で定める技術上の基準（以下この条及び次条において「設備等技術基準」という。）に適合しているかどうかを検査しなければならぬ。

3 前項の検査において、次条第一項の認定を受け、同条第二項の規定による表示が付されている消防用設備等又はこれらの部分である機械器具については、当該認定に係る設備等技術基準に適合するものとみなす。

4 消防長又は消防署長は、第二項の規定による検査をした場合において、当該消防用設備等が設備等技術基準に適合していると認めたときは、当該防火対象物の関係者に対して別記様式第一号の二の三の二による検査済証を交付するものとする。

## 第二章 消防用設備等

### 第二節 設置及び維持の技術上の基準

#### 第五款 消防用設備等の検査、点検等

#### (消防用設備等の届出及び検査)

第三十一条の三 (略)

2 消防長又は消防署長は、前項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、当該防火対象物に設置された消防用設備等が法第十七条第一項の政令若しくはこれに基づく命令又は同条第二項の規定に基づく条例で定める技術上の基準（次項において「設備等技術基準」という。）に適合しているかどうかを検査しなければならぬ。

3 消防長又は消防署長は、前項の規定による検査をした場合において、当該消防用設備等が設備等技術基準に適合していると認めたときは、当該防火対象物の関係者に対して別記様式第一号の二の三の二による検査済証を交付するものとする。

5 | (略)

(消防用設備等の認定)

第三十一条の四 消防庁長官が次条の規定により指定する法人は、消防用設備等又はこれらの部分である機械器具が当該消防用設備等又はこれらの部分である機械器具に係る設備等技術基準の全部又は一部に適合していることの認定(次項及び次条第一項において「認定」という。)を行うことができる。

2 前項の指定を受けた法人(次条において「指定認定機関」という。)は、消防用設備等又はこれらの部分である機械器具について認定を行ったときは、当該消防用設備等又はこれらの部分である機械器具が当該消防用設備等又はこれらの部分である機械器具に係る設備等技術基準の全部又は一部に適合している旨の表示を当該消防用設備等又はこれらの部分である機械器具に付することができる。

3 前項の表示の様式は、消防庁長官が定める。

(指定認定機関)

第三十一条の五 前条第一項の指定は、消防用設備等又はこれらの部分である機械器具についての認定を行おうとする法人の申請により行う。

2 前項の指定の基準は、消防庁長官が定める。

3 第四条の六第二項の規定は第一項の申請について、同条第四項から第九項までの規定は第一項の規定による指定を受けた法人について、準用する。

(消防用設備等の点検及び報告)

4 | (略)

(消防用設備等の点検及び報告)

第三十一条の六（略）

2 防火対象物の関係者は、前項の規定により点検を行つた結果を、維持台帳（第三十一条の三第一項及び第三十条の十八の届出に係る書類の写し、第三十一条の三第三項の検査済証、次項の報告書の写し、消防用設備等の四項の検査済証、次項の報告書の写し、消防用設備等の工事、整備等の経過一覧表その他消防用設備等の維持管理に必要な書類を編冊したものをいう。）に記録するとともに、次の各号に掲げる防火対象物の区分に従い、当該各号に定める期間ごとに消防長又は消防署長に報告しなければならない。

一・二（略）

3・4（略）

5 法第十七条の三の三に規定する自治大臣が認める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者で、消防用設備等の点検に関し必要な知識及び技能を修得することができ、講習であつて消防庁長官が指定する法人（以下この条及び次条において「指定講習機関」という。）の行うものの課程を修了し、当該指定講習機関が発行する消防用設備等の点検に関し必要な知識及び技能を修得したことを証する書類（次項において「免状」という。）の交付を受けている者（次項において「消防設備点検資格者」という。）とする。

一 法第十七条の六に規定する消防設備士

二 電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）第三条に規定する電気工事士

三 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条並びに建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第二十七条の三及び第二十七条の八に規定する管工事施工管理技士

第三十一条の四（略）

2 防火対象物の関係者は、前項の規定により点検を行つた結果を、維持台帳（前条第一項及び第三十三条の十八の届出に係る書類の写し、前条第三項の検査済証、次項の報告書の写し、消防用設備等の工事、整備等の経過一覧表その他消防用設備等の維持管理に必要な書類を編冊したものをいう。）に記録するとともに、次の各号に掲げる防火対象物の区分に従い、当該各号に定める期間ごとに消防長又は消防署長に報告しなければならない。

一・二（略）

3・4（略）

四 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第十二条及び水道法施行令（昭和三十二年政令第三百三十六号）第三条に規定する水道布設工事監督者の資格を有する者

五 建築基準法第十二条第一項又は第二項に規定する建設大臣が定める資格を有する者

六 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二条第二項に規定する一級建築士又は同条第三項に規定する二級建築士

七 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する学科を修めて卒業した後消防用設備等の工事又は整備について一年以上の実務の経験を有する者

八 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校において機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する学科を修めて卒業した後消防用設備等の工事又は整備について二年以上の実務の経験を有する者

九 消防用設備等の工事又は整備について五年以上の実務の経験を有する者

十 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると消防庁長官が認める者

6 消防設備点検資格者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失うものとする。

- 一 成年被後見人又は被保佐人となつたとき。
- 二 禁錮以上の刑に処せられたとき。

三 法に違反し、罰金の刑に処せられたとき。

四 消防用設備等の点検を適正に行っていないことが判明したとき。

五 資格、学歴、実務の経験等を偽つたことが判明したとき。

六 消防庁長官が定める期間ごとに指定講習機関の講習を修了し、当該指定講習機関が発行する免状の交付を受けなかつたとき。

(指定講習機関)

第三十一条の七 前条第五項の指定は、同項の講習を行おうとする法人の申請により行う。

2 前項の指定の基準は、消防庁長官が定める。

3 第四条の六第二項の規定は第一項の申請について、同条第四項から第九項までの規定は第一項の規定による指定を受けた法人について、準用する。

第六款 雑則

(道路の指定)

第三十一条の八 (略)

第二章の二 消防設備士

(受験資格)

第三十三条の八 法第十七条の八第四項第三号の自治省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 旧大学令による大学、旧専門学校令による専門学校

第六款 雑則

(道路の指定)

第三十一条の五 (略)

第二章の二 消防設備士

(受験資格)

第三十三条の八 法第十七条の八第四項第三号の自治省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大

又は旧中等学校令による中等学校において機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する学科又は課程を修めて卒業した者

二 学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校又は専修学校において機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する授業科目を履修して、大学にあつては大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）、短期大学にあつては短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）、高等専門学校にあつては高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）及び専修学校にあつては専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）による単位を十五単位以上修得した者

三・四 （略）

五 電気工事士法第二条第四項に規定する電気工事士

六〇八 （略）

別表第一

（略）

（略）

学、旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校において機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する学科又は課程を修めて卒業した者

二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学、短期大学、高等専門学校又は専修学校において機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する授業科目を履修して、大学にあつては大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）、短期大学にあつては短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）、高等専門学校にあつては高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）及び専修学校にあつては専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）による単位を十五単位以上修得した者

三・四 （略）

五 電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）第二条第四項に規定する電気工事士

六〇八 （略）

別表第一

（略）

（略）

(略)	(略)
<p>消防庁登録者番号</p> <hr/> <p><b>防 炎</b></p> <hr/> <p>指定確認機関名</p> <p>40 30</p>	<p>消防庁登録者番号</p> <hr/> <p><b>防 炎</b></p> <hr/> <p>指定確認機関名</p> <p>60 30</p>

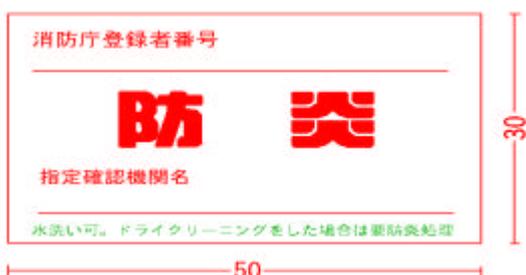
(略)	(略)
<p>消防庁認定</p> <hr/> <p>認定番号</p> <hr/> <p><b>防 炎</b></p> <p>40 25</p>	<p>消防庁認定</p> <hr/> <p>認定番号</p> <hr/> <p><b>防 炎</b></p> <p>60 25</p>

(略)

(略)

(略)

(略)



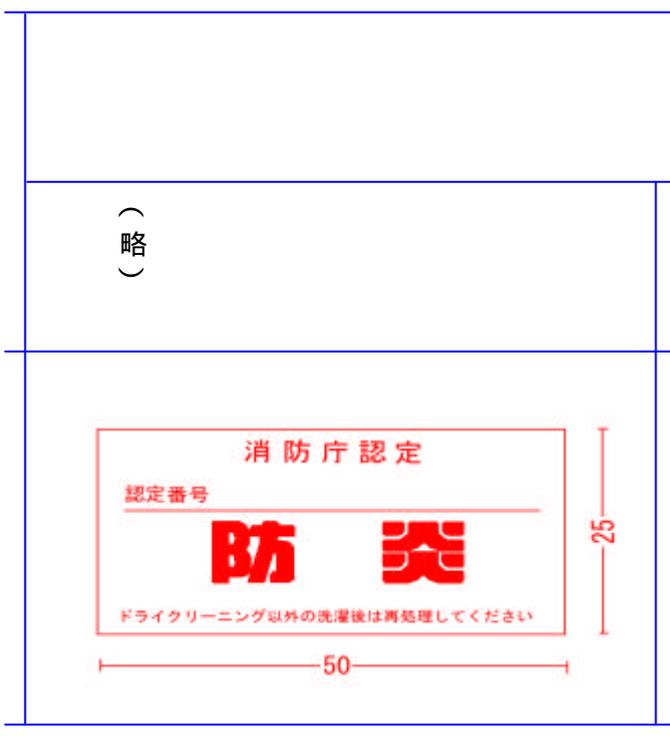
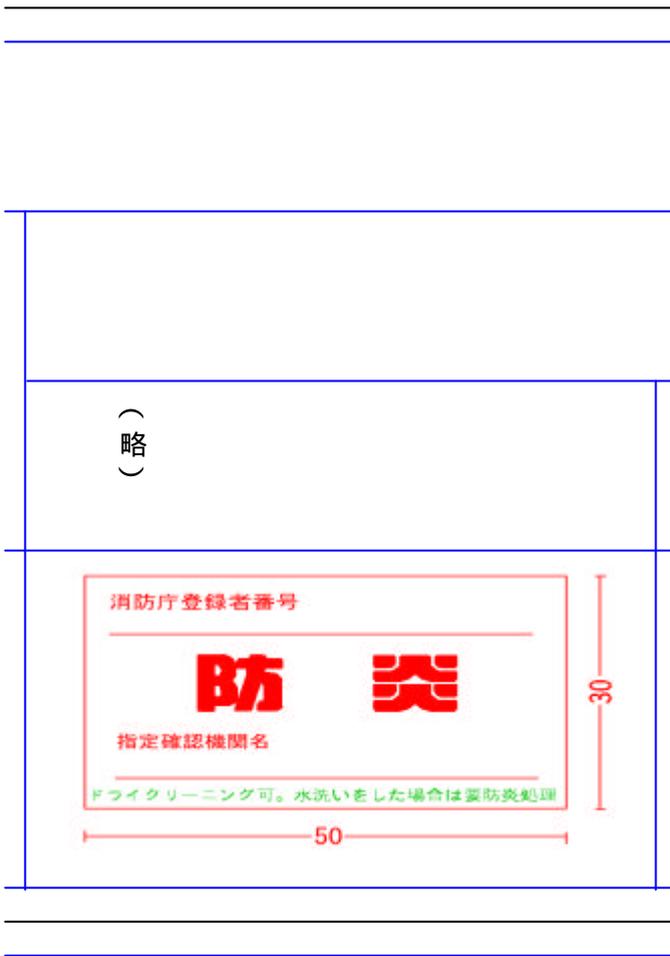
(略)

(略)

(略)

(略)





備考

一 (略)

二 様式の色彩は、地を白色、文字のうち「防災」にあつては赤色、「消防庁登録者番号」及び「指定確認機関名」にあつては黒色、その他のものにあつては緑色、横線を黒色とする。

三 指定確認機関の確認を受けていない場合又は指定確認機関の確認を受けたが当該指定確認機関の名称を記載しない場合は、「指定確認機関名」に代えて「防災性能について自己確認した者の名称」とする。

(略)



備考

一 (略)

二 様式の色彩は、地を白色、文字のうち「防災」にあつては赤色、「消防庁認定」及び「認定番号」にあつては黒色、その他のものにあつては緑色、横線を黒色とする。

(略)

